

養護教諭免許状取得

(養A) 課程認定大学で専修、一種、二種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第2(課程認定大学での一般的な方法での免許状の取得)

別表第2により免許状の授与を受ける場合は、必ず課程認定を受けている大学の指導に従って単位を修得してください。(教育職員免許法施行規則第22条の4)

【基礎資格】有することが必要な学位 専修免許状：修士 一種免許状：学士
二種免許状：短期大学士または文部科学省指定の養護教諭養成機関卒業

教育職員免許法施行規則に規定する科目(第9条)	左項の各科目に含めることが必要な事項(注1)	専修	一種	二種
第2欄 養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	4	2
	学校保健	2	2	1
	養護概説	2	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	2
	栄養学(食品学を含む。)	2	2	2
	解剖学・生理学	2	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	2
	精神保健	2	2	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	10
養護に関する科目 計		28	28	24
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目 (注2)(注3)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義および編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (注2)(注3)	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
第5欄 教育実践に関する科目	養護実習(注4)	5	5	4
	教職実践演習(平成21年度以前に修得した総合演習の単位をもってかえることができる。)	2	2	2
第6欄 大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定する科目(注5)	31	7	4
修得することを必要とする最低単位数 総計		80	56	42

- (注1) 全ての事項にわたり合計単位を修得すること。
- (注2) 第3欄及び第4欄の科目の単位は、第3欄の科目にあつては6単位(二種免許状の取得を受ける場合にあつては4単位)まで、第4欄の科目にあつては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校または高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの第3欄の科目または第4欄の科目の単位をもってあてることができる。
- (注3) 第3欄及び第4欄の科目の単位は、第3欄の科目にあつては6単位(二種免許状の取得を受ける場合にあつては4単位)まで、第4欄の科目にあつては8単位(二種免許状の取得を受ける場合にあつては4単位)まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- (注4) 養護実習の単位は、養護教諭または養護助教諭等として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明をもって、経験年数1年について1単位の割合で、第3欄、第4欄または第5欄(養護実習を除く)の単位をもって、これに替えることができる。
- (注5) 専修免許状の授与を受ける場合—第2欄、第3欄、第4欄、第5欄(養護実習を除く)で定める科目について修得する。一種または二種免許状の授与を受ける場合—第2欄、第3欄、第4欄、第5欄(養護実習を除く)で定める科目または大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する。

教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目	単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2